

令和 5 年 1 2 月 2 0 日 再 開

定 例 市 議 会 議 案

草 津 市

提出議案

議第 8 9 号	草津市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて……………	2
議第 9 0 号	野村町財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて……………	4
議第 9 1 号	上笠町財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて……………	6
議第 9 2 号	草津市手数料条例の一部を改正する条例案……………	8

議第 9 2 号

草津市手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 2 月 2 0 日

草津市長 橋 川 渉

草津市手数料条例の一部を改正する条例

草津市手数料条例（昭和５３年草津市条例第４号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第１条～第１０条　《現行どおり》 別表（第２条関係） １～１７　《現行どおり》 １８　戸籍の謄本等の交付手数料は、次のとおりとする。	第１条～第１０条　《省略》 別表（第２条関係） １～１７　《省略》 １８　戸籍の謄本もしくは抄本または磁気ディスクをもつて調製された戸籍に記録されている事項の全部もしくは一部を証明した書面の交付手数料は、１通につき４５０円（多機能端末機で個人番号カードまたは移動端末設備を利用したものにあつては、３５０円）とする。
（１） 戸籍の謄本もしくは抄本または戸籍証明書（広域交付に係る戸籍証明書を含む。）の交付手数料は、１通につき４５０円（多機能端末機で個人番号カードまたは移動端末設備を利用したものにあつては、３５０円）とする。	《改正後に新設》
（２） 戸籍電子証明書提供用識別符号（戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が、同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本もしくは抄本または戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）の発行手数料は、１件につき４００円とする。	《改正後に新設》
１９　除かれた戸籍の謄本等の交付手数料は、次のとおりとする。	１９　除かれた戸籍の謄本もしくは抄本または磁気ディスクをもつて調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部もしくは一部を証明した書面の交付手数料は、１通につき７５０円とする。
（１） 除かれた戸籍の謄本もしくは抄本または除籍証明書（広域交付に係る除籍証明書を含む。）の交付手数料は、１通につき７５０円とする。	《改正後に新設》
（２） 除籍電子証明書提供用識別符号（除籍	《改正後に新設》

改正後	改正前
電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が、同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本もしくは抄本または除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）の発行手数料は、1件につき700円とする。 20～21 《現行どおり》 22 届出または申請の受理の証明書、戸籍法（昭和22年法律第224号。<u>以下この項および次項において「法」という。</u>）第48条第2項（法第117条において準用する場合を含む。）の書類に記載した事項の証明書<u>または法第120条の6第1項の届書等情報</u><u>の内容についての証明書</u>の交付手数料は、1通につき350円とする。ただし、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁または認知の届出の受理について、法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあつては、1,400円とする。 23 法第48条第2項（法第117条において準用する場合を含む。）の書類<u>または法第120条の6第1項の届書等情報の内容を表示したもの</u>の閲覧手数料は、<u>1件</u>につき350円とする。 24～49 《現行どおり》	20～21 《省略》 22 届出または申請の受理の証明書<u>または</u>戸籍法（昭和22年法律第224号。次項において「法」という。）第48条第2項（<u>同</u>法第117条において準用する場合を含む。）の書類に記載した事項の証明書の交付手数料は、1通につき350円とする。ただし、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁または認知の届出の受理について、法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあつては、1,400円とする。 23 法第48条第2項（法第117条において準用する場合を含む。）の書類の閲覧手数料は、<u>書類1件</u>につき350円とする。 24～49 《省略》

付 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。